



すみりんニュース

No.55

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

この号の内容

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演の報告
『日本国憲法の現代的意義を考えるー日本国憲法施行70周年にあたってー』…1-6
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
 - 理事会 評議員会を開催しました … 6
 - 当財団法人が所蔵する資料を整理しました … 6
 - もと住吉青少年会館付設体育館運営協議会の総会をおこないました … 7
 - WAM助成事業「防災」をテーマにワークショップをおこないました … 7-8
 - 6、7月の「寿こども料理食堂」の報告 … 8
 - 賛助会員を募集しています! … 8
 - ご寄付のお礼とお願い … 8

去る4月23日(日)午後1時半～3時半まで、すみよし隣保館 寿3階大会議室において「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座2017年度記念講演会が開催されました。

講演のテーマは、「日本国憲法の現代的意義を考える～日本国憲法施行70周年にあたって」で、講師は、渋谷秀樹・立教大学大学院法務研究科教授でした。

記念講演会は、1. 憲法の基本原理、2. 立憲主義(法の支配、権力分立)、3. 個人の尊厳(人権の根拠、最近の問題)、4. 平和主義(自衛権の対象、自衛権行使の要件、自衛隊の合憲性)、5. 民主主義(民主主義、天皇の生前退位)、おわりに、の柱に沿って行われました。

周知のように、今年には日本国憲法が施行されて70年という大きな節目の年にあたります。また、各方面で、日本国憲法の「改正」について活発な議論が展開されている状況下で、憲法とは何か、日本国憲法の基本精神は何かという「原点」を踏まえた内容の記念講演で、私たち一人ひとりが、今後日本国憲法のあり方を考えていくうえで、大いに役立つものとなりました。

講師の渋谷教授にお願いし、当日講演された内容を、ご執筆頂いたものを以下に掲載します。一人でも多くの皆様にお読みいただきたいと思います。

なお、当日の参加者は56名でした。(事務局)

■「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演の報告

日本国憲法の現代的意義を考える

ー日本国憲法施行70周年にあたってー

立教大学大学院法務研究科教授 渋谷秀樹

日本国憲法は、2017年5月3日に施行70周年を迎えます。本日はこの記念すべき日を前にして、「日本国憲法の現代的意義を考える」ことにしたいと思います。

1. 憲法の基本原理

そもそも憲法(constitution)とはなんですか。司馬遼太郎が、憲法は「国のかたち」を定める

もの、と言ったこともあって、憲法学者の中にも、そのような説明をする人もいます。しかし、憲法はそのようなとらえようもないルールを書き込んだものではありません。政府(統治機構)の組織と活動(統治活動=立法・行政・司法)の基本を定めるルールとするのが正確です。

そのルールとして日本国憲法(以下「現行憲法」とします)は、①「基本的人権の尊重」、②「平和

主義」、③「主権在民」の3つを原理としています。これらの三原理を理論的に説明すると、これらのうち①の「基本的人権の尊重」は、最近特に一般人によく知られる言葉となった立憲主義 (constitutionalism) と言い換えた方が正確です。立憲主義には、「法の支配」、「権力分立原理」とともに、「自由主義(個人の尊重)」の要素が含まれているからです。②の「平和主義」も普遍的な原理ですが、戦力を放棄する点が現行憲法の特徴です。③の「主権在民」は「国民主権(民主主義)」と言い換えた方が、なじみがあるでしょう。

これらの基本原理に通底している人間に対する見方は、どんなにすぐれた人間でも、あやまちをおかす可能性があるとする見方です。そして、そのような可能性をできる限り未然に防がなければならないという思いから、これらの基本原理は、統治活動を担当する組織(政府)の制度設計原理として結実し、近代に入ってから諸国の憲法に広まってきました。

三大原理のうちで要となる原理は、立憲主義です。その内容は「統治権を行使する者は、憲法に基づいて統治活動(立法・行政・司法)を行うべし」とするものです。

2. 立憲主義

立憲主義を理解するために注目すべきは、憲法の名宛人はそもそも誰なのか、つまり憲法は誰に対して義務づけているか、ということです。結論的にいえば、それは、統治活動の担い手です。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とする現行憲法99条が、これを明文で示しています。

(1) 法の支配

この条文は、立憲主義の形式的起源である「法の支配」の原理に由来しています。この原理の背景には、中世ゲルマンの高次法(higher law)の思想があります。この思想を理解するには、法に政府は従うのか、政府は法を使って人々を従わせるのか、という視点、すなわち「法」と「政府(統治を担当する人)」の位置関係を頭に思い描く必要があります。「法の支配(rule of law)」は、前者の視点、つまり統治活動を法が統制とするものですが、後者の視点は、法を統治の道具とするから「人の支配(rule of men)」ともいえ、統治担当者の恣意的支配を招来する危険性ははらみません。なお、自由民主党の『日本国憲法改正草案』(2012年4月27日決定。以下「自民党改憲案」という)の102条1項は、「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」としますが、このような条項は、国民を名宛人とするので、立憲主義の本質に反するものです。

(2) 権力分立

その他に、立憲主義の不可欠の要素として、権力分立原理があります。この原理は、統治活動を行う

権力を分離・分割して分掌させて、相互の牽制によって権力の恣意的行使を抑制するという原理です。この原理は、現行憲法の構造に組み込まれ、その章立てを「第4章 国会」、「第5章 内閣」、「第6章 司法」とし、国会が立法を担当し、内閣が行政を担当し、裁判所が司法をそれぞれ担当するとし、また「第8章 地方自治」は、いわゆる地方分権を記しています。

そして、抑制の側面を制度化したものが司法審査(judicial review)制です。この制度は、司法部が政治部門(立法部と行政部)の活動を抑制しようとするもので、具体的には、行政活動の適法性の審査(76条)と立法活動と行政活動の合憲性の審査、つまり「違憲審査(constitutional review)制(81条)」を行うとします。また、政治部門について採用された議院内閣制(67条、68条、69条)は、大統領制と異なり、立法部と行政部の協働の側面を重視する制度です。なお、自民党改憲案は、「第9章 緊急事態」を新設し、「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる」(99条1項)としています。このような制度の創設は、権力の集中をもたらすもので、権力分立原理の根幹を揺るがす条項です。

3. 個人の尊重

「法の支配」が立憲主義の形式的起源であるとしても、支配する法の内容は、どんなものであってもよいのか、という問題が残ります。結論的に言えば、支配する法の内容は「正義(justice)」にかなったものでなければならぬという思想が、立憲主義の実質的起源です。現行憲法の採用する正義の中核部分は、13条前段の「すべて国民は、個人として尊重される」の条文に端的に示されています。なお、自民党改憲案13条前段には、「全て国民は、人として尊重される」とします。さて、「個人(individual)」と「人(person)」はどこに違いがあるのでしょうか。

「人」は、生物としての人間ですが、夏目漱石の有名な講演記録『私の個人主義』に出てくる表現をもじっていえば、他人の尻馬に乗って騒いだり、他人の奴婢のような生き方しかできない人を意味しています。これに対して、「個人」とは、社会(政府)に対峙し独立して自律的判断のできる究極的な単位としての人間、つまり、自由と平等の真の意味を理解し、それを実践できる人を意味しているのです。尊重(respect)という言葉も重要です。尊重と似た言葉に「尊敬」がありますが、これは下から上を見上げるような印象を与えるのに対して、尊重は対等の立場を前提とするもので、平等はここから派生するものです。また相手を人間として尊重するとは、



相手の生命のみならず肉体や価値観などを大切にすることを意味しているのです。

(1) 人権の根拠

個人の尊重という立憲主義の内容の確立に大きな役割を果たしたのが、人間は他人から生命・健康・自由・財産を侵害されない権利を神から与えられたとする自然権(natural rights)思想です。さて、人間は、なにゆえに人権をもつのでしょうか。自然権思想には「神」という言葉が登場することが示すように、キリスト教思想を前提とするものです。これに対して、キリスト教を前提とせず、人間普遍の原理から導き出そうとする者は、人間の尊厳性とか、ロールズなどの法哲学者などが提唱する道徳理論(moral theory)から説明しようとしています。

しかし、ここでは、現行憲法がどのように語っているのかを確認する必要があります。現行憲法97条は、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」としています。この規定は、憲法に記された各種の権利が世界中の人間と日本国民が歴史的経験に基づいて獲得した権利であることを記した条文なのです。ちなみに、自民党改憲案には、この条項にあたる規定はなく、「人はなぜ人権をもつのか」という根源的な問いに答えようとはしていません。

(2) 最近の問題—共謀罪の創設と「教育勅語」

現行憲法に定められた人権規定は、すべて個人を尊重するということから派生してくるものです。ここでは、最近注目を集めている2つの問題について考えてみましょう。

その第1は、共謀罪(組織的犯罪処罰法改正案)の創設です。これは、277の罪名の犯罪行為を計画段階でテロ等準備罪として処罰するとします。しかし、共謀罪の創設は、「犯罪は実行行為があつてはじめて処罰する」という刑事法の大原則を破るもので、思想犯を取り締まった戦前の治安維持法と同様に、時の権力者によって恣意的に運用される危険性

があると指摘されています。つまり、憲法19条は「思想及び良心」の不可侵を保障していますが、共謀罪は、頭の中でスパイ小説を構想しただけで、犯罪を行ったととらえてしまう問題点があります。また複数人が例えば犯罪をモチーフとする映画や演劇のシナリオについて意見を交わしただけでも、犯罪を行ったとされかねないので、憲法19条が保障する「思想及び良心」の自由を侵害するのみならず、憲法21条1項が保障する「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現」の自由を侵害するものです。

また国有地の低価格での払い下げが問題となったいわゆる森友学園事件に関連して、この学園の設置する幼稚園で行われていた『教育勅語』の一斉唱和が問題となりました。果たして『教育勅語』を現在の公教育の現場で教えて良いのでしょうか。憲法26条は「教育を受ける権利」を保障していますが、教育は、憲法19条が保障する「思想及び良心」の形成に深くかかわる営みです。そこで、『教育勅語』(「教育ニ関スル勅語」1890年10月30日)とは何であったか、またそれは戦後どうなったかを知る必要があります。

まず『教育勅語』の内容は、滅私奉公を臣民に命じるもの、すなわち君主主権を前提とするものであること(「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」)、そして個人の尊重ではなく、儒教道徳の五倫(君臣の義、父子の親、夫婦の別、長幼の序、朋友の信、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ……」)の徳目を奨励するものです。これに対して、天皇が語った点に問題があるだけで、その内容には現在でも汲むべき点はある、とする意見もあります。しかし、それはあきらかに誤った見方で、その内容も、個人の尊重を中核とする現行憲法に真っ向から反するものです。私塾や予備校で行われる私教育は自由ですが、学校教育法その他の法令に基づき設置認可がなされた私立学校において行われる公教育は、憲法99条の憲法遵守義務が直接適用されるので、憲法に内容的に抵触する『教育勅語』の内容を道徳教育として教えることは憲法違反となります。

また、現行憲法施行の翌年の1948年6月19日に、『教育勅語』はその根本理念が主権在君と神話的国体観に基づいているので、明らかに基本的人権を損ない、かつ国際信義に対して疑点を残す基となるとされて、衆議院は『教育勅語等排除に関する決議』、参議院は『教育勅語等の失効確認の決議』によって、学校教育から排除し失効することが確認されています。

4. 平和主義

さて、現行憲法の特質といえば、平和主義です。憲法9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦

争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」として永久平和主義を、また9条2項は、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」として非武装主義をそれぞれ宣言しています。

(1) 自衛権の対象

吉田首相は、1946年6月の衆議院本会議において憲法9条2項が自衛権の発動としての戦争も放棄した旨の答弁をしましたが、その後これを撤回しました。また自衛隊を違憲とした下級審の判決(長沼ナイキ基地訴訟・札幌地裁判決)も、自衛権は国に固有のものとしています。問題は、何を守ろうとしているのかにあります。国は領域(領土・領空・領海)とそこに暮らす人々、そしてそこで統治権を行使する政府という3つの要因から成り立っています。果たしてこれまでの戦争は、何を守るために行われたのでしょうか。自衛戦争として行われたものであっても、これまでの紛争は国の領域、その領域を統治する政府、その政府の政策によって経済的利益を得る者のために行われたとみるのが正確でしょう。究極の局面で軍は一般人を守らないという事実は、沖縄での戦闘の実態などから決して忘れてはならない真実です。また、先のアジア太平洋戦争で日本政府が降伏することによって日本に住む人々の生命への差し迫った危険が亡くなり、安息な夜を取り戻したというパラドックスによっても実証されます。つまり、自衛権は、あくまで人々の生命と暮らしを守るものでなければならないという視点から再構成する必要があります。

(2) 自衛権行使の要件

さて、自衛権は、どのような場合にその発動が認められるのでしょうか。防衛白書『日本の防衛』などに示された従来の政府見解は、①我が国に対する急迫不正の侵害があること、②この場合にこれを排除するためにはほかの適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使に止まるべきこととされてきました。ところが、2014年7月1日、安倍晋三内閣は、この要件を変更して、①我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこととしました。

この見解の変更で問題となるのは、①の要件に示された、いわゆる集団的自衛権行使の一部容認です。ここで個別的自衛権と集団的自衛権の違いを説明しておきます。個別的自衛権とは、自国の国民を守る目的の自衛権を、集団的自衛権とは、他国に対する武力の行使があった場合に、これに密接な関係にある国がそれを自国の平和と安全または平和と安

全に対する一般的利益を脅かすものとみなして、被攻撃国を援助して共同して防衛にあたる権利をいいます。これまでの政府見解は、自衛のための必要最小限の実力の行使のみを認める憲法9条のもとでは、個別的自衛権しか行使できないとしてきました。政策の内容の当否は別として、これまで国会答弁等において繰り返し示されてきた政府見解は、すでに憲法慣習となっていたと解されます。憲法慣習は、閣議決定のみでは変更できず、国民にその賛否を問う憲法改正を要すると解するのが憲法理論としての通常の見方ですので、閣議決定による憲法慣習の変更自体が違憲の行為として強く非難されるべきでしょう。

しかし、その後、衆参両議院は、集団的自衛権行使の容認する一連の関連法制の改正と制定の採決を強行しました。そのような日本の将来の運命を決する極めて重要な政策転換であるにもかかわらず、審議を十分に尽くさず、民主主義の根幹をゆるがす強行採決によって制定したという手続自体に、違憲の瑕疵があります。内容的にも、以下の問題点を指摘できます。第1に、憲法9条が果たして集団的自衛権の行使を認めるのか、という根本的論点について明確な回答を示していないこと、第2に、「周辺事態」から「重要事態」へと名称変更が象徴するように、自衛権の概念が地理的要素と切り離されて地球規模で自衛隊等を派遣する可能性を認め「専守防衛の自衛国家」から「侵略国家」へと変貌を遂げたことにあります。

(3) 自衛隊の合憲性

さて、自衛隊の設置と維持は憲法9条に違反するのでしょうか。以下、政府による説明方法を追ってみます。当初政府は、憲法9条2項がその保持を禁止する「戦力」とは、外国からの侵略に対して防衛するために設置されまたそれに対応した装備のある軍事力としていました。同じく紛争を実力で解決する組織である警察力は、国内における治安の維持を目的とするもので、その設置は憲法上当然に認められたものですが、それとは異なる目的と装備をもつ軍事力は戦力であり、憲法上保持できないとしていました。

ところが朝鮮戦争が勃発して東西冷戦が進行するに伴い、政府見解は変遷していきます。つまり、軍事力を戦力と自衛力に分けて、自衛のための必要最小限度の実力(=自衛力)は「戦力」ではなく、また自衛力の行使による自衛行為は、自衛戦争ではないから、憲法9条1項にも違反しないとしたのです。

そうすると、自衛力と戦力の違いを見分ける基準を設定する必要があります。政府は、近代戦争遂行能力があるか否か、自衛のための必要最小限度の実力にとどまるか否か、によって判断するとししました。この基準に照らして、現にある自衛隊は違憲とはいえないのでしょうか。憲法学者の大半は、当初の政府見解が常識にかなうとして違憲としました。

しかし、当初の政府見解は、国際連合による集団的安全保障体制が実効性をもつ、ということをも前提にしたものでした。ところが、現実の国際政治において国際連合はうまく機能せず、なお世界に戦火(武力衝突)が絶えることはありません。そのような国際情勢を前提とすると現在の政府見解にも合理性を認めざるをえないでしょう。

そこで、憲法9条の規定は、日本のあるべき姿を示した理念たる規範の性質をもつと理解したらどうでしょう。悲惨な戦争を経験した日本は、日本は必要最小限度の自衛力を保持しつつ、国際社会に平和が行き渡るように非軍事的な外交を実行すべき義務を政府に課していると解するのです。そのような義務を果たさず、軍事力の増強のみに走る政策を採ることは、いかに糊塗しようとも9条に違反するというべきです。

5. 国民主権

三大原理の最後に言及する国民主権にある「主権」は3つの意味で使われます。第1は統治権、第2は統治権の性質、第3は国政(=統治活動(立法・行政・司法))のあり方の最高決定権です。国民主権の中に登場する主権は、第3の国政のあり方の最高決定権の意味です。

(1) 民主主義

国民主権の原理に類似する政治原理として「民主主義」があります。果たして国民主権と民主主義はどのような関係にあるのでしょうか。現行憲法には、民主主義という言葉は登場しませんが、憲法前文にある「そもそも国政……の権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民が享受する」とする文章は、アメリカ合衆国大統領のリンカーンが南北戦争中の1863年にゲティスバーグで行った演説に出てくる

「government of the people、by the people、for the people(人民の、人民による、人民のための政治)」を念頭に置いたものといわれ、またこれが民主主義の本質を示しているとされています。

統治活動について、①誰が(主体)、②どのように(過程)、③何を(結果)決めるのかに関する政治原理が民主主義であるととらえると、国民主権の原理は、国民が国政の最高決定権者であるとするので、①の主体のみを念頭においた原理といえます。現在の政治理論では、重要なのは②の過程であるとし、民主主義の決定方法は、多数決原理(majoritarian rule)だけれども、採決に至るまでの議論(熟議、討議)こそが重要だとするのです。そして、人間の能力には限界があるので、②の過程を踏まえて出された結論であっても、それが常に正しいとする保証はないから、③の結果の正しさは民主主義の領分ではなく、正義とは何かを定める立憲主義の領分であると考えます。そこで、権力分立で言及したように憲法81条は、国会が多数で議決した

法律を憲法に照らして違憲とする権能を裁判所に認めています。

(2) 天皇の生前退位

旧憲法は、1条で「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とし、天皇を主権者、つまり国政の最高決定権者としましたが、現行憲法は、その前文で「ここに主権が国民に存することを宣言」し、また1条でも「主権の存する日本国民」と明示しました。

さて、最近天皇の生前退位(譲位)は国民主権との関係でどのように考えるべきでしょうか。現行憲法2条は、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」とし、これを受けて、皇室典範4条は「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」と規定しています。これは、旧憲法下に勅令(=天皇が作る法規範)として定められた旧皇室典範10条の「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と同じく、天皇の生前退位を認めないことを前提としたものです。旧憲法の下では、天皇の神聖不可侵とされた地位と統治権を総攬とする絶対的な権能に照らして終身在位としたとされたのです。現行憲法制定の際にも、天皇の責任を果たすためとか、退位の自由を認めると上皇による弊害や、不就任の自由を認めることになるなどの意見が出され、譲位の規定は置かれませんでした。

天皇の地位を考える際の重要な視点は、天皇の存在を日本の歴史はどのように位置づけてきたのか、ということでしょう。古くは、645年の「乙巳の変」直後に皇極天皇が退位して以来、江戸後期まで全体の半数近くが生前退位をしましたが、1813年の光格天皇の生前退位の後、その例はありません。しかし、長いスパンで歴史を俯瞰すると、生前退位も当然ありうることでとされていたのです。ところが、明治維新政府の形成時において政治的混乱状況を回避するために生前退位を認めないというルールが定められたといわれています。

現行憲法4条1項の「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」とする規定が示すように、現在の天皇には、統治活動についての実質的決定権はないので、生前退位に伴う政治的混乱は発生しないと考えられます。ですから、手続と実体の要件を厳密に定めれば、皇室典範改正によって譲位の道を設けることは可能です。一番望ましいのは、本人の意向に左右されない定年制の導入でしょう。

おわりに

最近の憲法をめぐる政局は、極めて危険な状況にあります。憲法の基本原理を破壊しようとする言説が恥ずかしげもなく公言されています。憲法12条前段は、あたかも現在の日本の危機的状況を予見していたかのごとく、「この憲法が国民に保障する自

由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」と規定しています。現行憲法は、私たちが人権は当たり前存在するものであると油断して、それを保持する努力を怠ると、たちまち泡沫のごとく消え去ってしまうものだとする警告を今を生きる私たちに発しているのです。

現行憲法が、私たちに保障した原理をしっかり自覚して、それを掘り崩そうとする政治の企みをしっかり見張ることを怠ってはいけません。

本日は予定された時間を相当超過してしまいました。ご清聴、ありがとうございました。

■住吉隣保事業推進協会のうごき

理事会・評議員会を開催しました

2017年6月1日(木)/6月理事会、6月18日(日)/定時評議員会が、それぞれ開催されました。理事会、評議員会においては、主に2016年度事業報告について討議がなされ承認されました。住吉隣保事業推進協会にとり、2016年度は、閉館した市民交流センターすみよし北から新設の住吉隣保事業推進センター(すみよし隣保館 寿)に事業拠点を移して最初の事業年度になります。今回の理事会、評議員会においては、この新しい体制に移行して1年の区切りを迎えた法人事業の成果と課題が報告され、事業の総括と法人事業の一層の充実に向けての積極的な討議がなされました。

当財団法人が所蔵する資料の整理をおこないました

すみよし隣保館 寿3階の図書・資料室には、住吉地区の暮らしや解放運動に関わった貴重な資料が多数保存されています。昨年度はこれらの資料整理、とりわけ貴重な資料のおおまかな整理を11月20日と2月12日の二日間をかけて実施しました。

今年度は、大まかに整理した貴重な資料を1点1点分類し、劣化を防止するため中性紙に挟んで保存する作業を解放出版社におられた金井宏司さんをお願いしました。作業は、延べ85日間に及びましたが、この度作業が完了したことから、整理作業の概要と整理された資料の重要性について、金井さんに一文を寄せていただきました。

財団としては、整理された資料を基に住吉部落史研究会等で、研究会が開催できればと考えています。(事務局)

60年代の住吉地区の状況や解放運動の姿が分かる貴重な資料

～すみよし隣保館 寿 所蔵資料を整理して～

金井宏司(元解放出版社員)



整理した資料：中性紙に挟み約1800点を8箱に分けて保管

資料の全体の分量はそれほど多くないので、整理作業を始めた当初は、案外早く終わるのではと思っていたが、資料の多くは1、2枚のチラシやメモなどが中心で、結局、総点数としては1800点以上ののほり意外に時間がかかった。

整理作業はまず資料を、A＝住吉地区に関するもの(863点)、B＝大阪府に関するもの(845点)、C＝全国に関するもの(90点)、D＝住田利雄個人に関するもの(18点)、E＝その他(11点)の5つに分類し、さらにそれぞれを年別に分けた。カッコ内は点数。

これを見てもわかるように大部分がAとBの資料であり、ほとんどが1960年代の資料である。なかには作成された年月日が明記されていないものもあり、その場合はその内容から判断してわかるものは作成年を記載した(たとえば第1回全青という文言があれば1957年というように)。60年代前半期の資料は紙質が悪いのか、さわるだけでボロボロとくずれるようなものも多く、今後の保存に注意を要する。

さて、以上AからEまでの5種類を年別に分類をしたうえで、1点1点を下記の11項目について表にまとめた。11項目は、大阪市立大学に所蔵されている資料(住吉地区のものを含む)を整理する際に用いた項目に準じて作成した。②の<分類2>も大阪市大所蔵資料を分類するために作られた項目分類表に基づく。これは資料のおおまかな内容を知るための指標となると思う。⑩と⑪は上記の市大の資料分類にはないものだが、これも資料の内容を知るために大いに参考になるものと思うので参考にさせていただきたい。

① 分類1＝上記AからB、②分類2＝(不採用)、③表題＝資料のタイトルになるもの、④形状＝ザラ紙、罫紙、冊子など、⑤作成年、⑥作成月、⑦作成日、⑧内容＝資料内容に関して特記すべきこと、⑨状態＝とくに資料の状態が悪いものに関しては「劣化」と記載、⑩作成者＝資料の作成者、⑪宛名＝資料の名宛人

全体を通して感じたことは、第一に、じつにこまめに資料が残されているということだ。なかにはビタミン剤の広告やただ数字だけが羅列しているノート切れ端など無用のものもあるが、とくに60年代

の解放運動の状況を知るための貴重な資料も多く含まれている。

歴史を学ぶ者にとってはとってもありがたい。次に、具体的に生々しい資料を読んでいると、まるで同時代を追体験しているかのように、当時の住吉地区の状況や解放運動のあり様を知ることができる。ただ、そのなかには個人名もたくさんでてくるから、当然、資料の取り扱いには最大の注意を要する。

「地区の歴史に学ぶ」と言われて久しいが、当時を生きた人たちと当時を知らない人たちが一緒になって、今の住吉がどのようにして作られてきたのかを学ぶうえで最高の学習資料になるのでは・そんなことを思いながら資料整理にあたっていた。

もと住吉青少年会館付設体育館運営協議会 が総会をおこないました

去る6月12日(月)午後7時から、もと住吉青少年会館付設体育館運営協議会の総会をおこないました。

総会のはじめに、友永健三実行委員長から、「2010年6月に市民供用を再開し、運営協議会で運営してから早7年が経過しました。2016年度も、体育館を活発に利用いただき、利用人数は延べ25,089名、利用回数は1,237回となっています。登録いただいているグループは、本年の5月時点で62団体となっています。種目も多種目にわたり、利用者の年齢層も10歳未満の子どもから80歳代の高齢者までに及んでいます。こうして体育館は、スポーツを通じた地域間、世代間交流の場としても大いに役立っているといえると思います。」との挨拶がありました。

その後、2016年度の事業報告と会計報告、2017年度の事業計画と会計予算案、新役員体制案の提案がされ、すべての議案が承認されました。

今年度の総会で重要なこととしては、2017年度予算の中に、公益財団法人住吉隣保事業推進協会への事務委託費を計上したことです。その理由として、①体育館の利用状況の増加等に伴い予算的に若干の余裕が出てきたこと、②事務を担っている公益財団法人住吉隣保事業推進協会は、現時点では行政からの補助金を頂かない中で一定の事務作業を担っていること、の2点について説明し、承認をいただくことができました。

WAM 助成事業

「防災」をテーマにワークショップ

去る6月17日(土)朝10時～昼12時、住吉住宅集会所にて「地域のお悩み解決! 集まれどっこい隊」第1回目



のワークショップを行いました。「どっこい隊」とは、地域の課題を住民が中心になって解決していくための仕組み作りです。今回は、「防災」をテーマに「困っていることは」「どうすれば解決できるか」などについて話し合い、交流しました。当日は20人の方が参加してくれました。

《住民の方々から出た課題としては…》

- ・食料はどうなるのか?
- ・電気やガスが止まったら? →家の中も外も
- ・こどもや高齢者はどうやって逃げるのか?
- ・どこに逃げたら良いのか?
- ・テレビ・家具の安定が悪い(特に古いもの)
- ・電気が落ちてこないか心配

などがありました。

《出た課題に対して考えた解決方法としては…》

- ・家具を固定する
- ・寝室に家具を置かない
- ・防災グッズを準備しておく
- ・避難場所の確認

などがありました。

この他にも、個人でできること、住民同士でできること、専門職とできることなどに分けてさまざまな意見が出されました。

また、7月9日(日)に「地域のお悩み解決! 集まれどっこい隊」第一回目解決アクションを行いました。

活動内容は、前回のワークショップで出た困りごと「防災について」の項目中に出てきた、家具の固定です。7月6日(木)までに3名から依頼があり、7日(金)に事務局が依頼者宅を訪問し、事前調査をおこないました。9日、事務局2名とボランティア「どっこい隊」6名が参加。朝9時半、すみよし隣保館寿に集まってもらうように伝え、登録用紙に必要事項を記入、「どっこい隊」登録をしてもらいました。その後、事前に説明をおこない、2グループに分かれて10時頃から活動を開始。取り付け作業と日常生活の困りごとの聴き取りにかかった時間は1件につき、約30分でした。3件が終了してから、「どっこい隊」で寿に再度集まり、当日の反省点やこれからの活動について意見を出し合い、第一回目の活動を終了しました。



6、7月の「寿こども料理食堂」の報告

【寿こども料理食堂とは…】

すみよし隣保館 寿の1階近隣交流スペース拠点に、
◆こども達の食に対する興味をつける。

- ◆お家に1人で居ても自分でなにか食べるものが作れる知識をつける。
- ◆こども達、地域住民の孤食を少しでも防ぐ。
- ◆こども達、地域住民が安心して来れる場所をつくる。



このような目的から、地域のボランティア、近隣の大学生、ふーどばんく O S A K A、その他の企業・団体などの協力を得て、毎月第2火曜日の4時から、こども達と料理を作って食べる取り組みです。メニューはこども達と一緒に決めます。(中学生以下は無料、高校生以上は材料費として300円を頂戴します)

★6月13日(火)午後4時～7時30分

参加人数 35人
(内、こども 23人)

メニュー:

1. ハンバーグ
2. スパゲティ
3. キャベツと屋上で取れたラデッシュのサラダ
4. ニンジンと玉ねぎのコンソメスープ
5. ごはん
6. おやつとジュース



今回もニンジン、玉ねぎは小学校の校長先生から、チーズやドレッシングはコミュニティソーシャルワーカーの方から、お米、おやつとジュースはふーどばんく O S A K A さんからいただきました。

★7月11日(火)午後4時～7時30分

参加人数 32人
(内、こども 23人)

メニュー:

1. 韓国の海苔巻きキンパ
2. トックのスープ

今回も地域のおばあちゃんからキュウリのご寄付をいただきました。こども達は地域のお母さん達につくり方を教えてもらい自分達で材料を切ったり、お肉の炒め方を教えてもらったり。巻く時は各人好きな具を入れてうまく巻けた子もそうでなかった子もオリジナリティ溢れるキンパを作ってくれました。



賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

〈年会費〉

個人：3,000円
団体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

ご寄付のお礼とお願い

7月末現在までに合計¥4,005,000のご寄付をいただきました。いただいた寄付は法人事業の充実のため大切に使用させていただきます。

私たちは「地域社会における支援を要する人びと等に対し、生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うと共に、地域社会におけるあらゆる差別の撤廃をめざす運動を基軸に地域住民の人権意識を高め、以ってコミュニティの活性化と社会福祉の増進に寄与する」という理念を掲げその実現をめざして公益目的事業に取り組んでいます。私共の活動についてご賛同頂ける皆さまに、ご寄付を賜りますようお願い申し上げます。

〈寄付受付口座〉

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)

普通口座 (口座番号:1606068)

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会 ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します。

